

別紙第 4

防衛事業適合事業者における保護すべき情報の情報セキュリティの確保
に係る契約書

適合事業者契約番号 [適合事業者契約番号]

契 約 相 手 方 乙 : [事業者名]

事 務 所 等 名 [保護すべき情報を取り扱う事務所等の名称]

防衛事業適合事業者における保護すべき情報の情報セキュリティの確保に係る契約

防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長 [氏名]（以下「甲」という。）及び [事業者名] [役職名] [氏名]（以下「乙」という。）は、甲の定める手続による乙の申し込みに基づき、保護すべき情報（装備品等及び役務の調達に関する情報のうち、乙に保護を求める情報として、防衛省（防衛装備庁を含む。以下同じ。）が指定したものをいう。以下同じ。）の情報セキュリティの確保に係る防衛事業適合事業者契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、[保護すべき情報を取り扱う事務所等の名称]において、乙が取り扱う保護すべき情報の情報セキュリティを確保するため、甲及び乙の間に締結するものである。

（情報セキュリティの確保）

第2条 乙は、この契約の履行に当たっては、この条項に定めるもののほか、防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項が付されている装備品等及び役務の契約（契約相手方の下請負者として保護すべき情報を取り扱う場合を含む。）（以下「情セキ特約付契約」という。）に基づく乙の情報セキュリティ対策を確実に実施するものとする。

（情報セキュリティ基本方針等）

第3条 乙は、保護すべき情報を取り扱うに当たり、保護すべき情報を取り扱うことの業務環境等を考慮の上、別紙（甲の定める「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。））に従って、必要な措置をとらなくてはならない。

＜情報システムで保護すべき情報を取り扱う場合＞

2 乙は、前項を実施するため、別添（本基準に従い乙が作成し、防衛省が確認した情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ規則及び情報セキュリティ実施手順（以下「情報セキュリティ基本方針等」という。））を適切に維持し、これを管理しなければならない。

＜紙媒体のみで保護すべき情報を取り扱う場合＞

2 乙は、前項を実施するため、紙媒体のみで保護すべき情報を取り扱うこととし、別添（本基準に従い乙が作成し、防衛省が確認した情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ規則（以下「情報セキュリティ基本方針等」という。））を適切に維持し、これを管理しなければならない。

3 乙は、情報セキュリティ基本方針等のうち、内容の全部又は一部を変更しよ

うとするときは、甲の定める申請又は届出の手続をとらなければならない。

(監査)

第4条 甲又は甲の依頼を受けた者（この条において「甲」という。）は、乙においてこの契約及び情セキ特約付契約の条項の定めに従い保護すべき情報の取扱いが行われているかにつき、監査を行うものとする。

2 乙は、情報セキュリティ対策の実施状況について、甲の定める要領により定期的に点検を行い、管轄する地方防衛局にその結果を申告しなければならない。

3 甲は、第1項に規定する監査を実地で行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

4 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙において情報セキュリティ基本方針等に従い保護すべき情報の取扱いが行われていないと認める場合には、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

5 乙は、前項の規定により是正のため甲から必要な措置を講じるよう求めがあった場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙がこの契約に定める義務に違反した場合、又は次に掲げる事項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が存在しなくなったとき。

(2) 乙が、第4条第4項の措置を所要の期間内に講じなかったとき。

(3) 乙が、不正な手段により、この契約又は他の防衛事業適合事業者契約を締結したことが判明したとき。

(4) 乙が、正当な理由がなくて、契約締結日から3年を経過しても、情セキ特約付契約に係る競争入札に参加しなかったとき、随意契約に応じなかったとき、又は保護すべき情報の取扱いがなかったとき。

2 甲は、乙が情セキ特約付契約を現に履行しておらず、当分の間情セキ特約付契約を履行することが想定されない場合は、この契約を解除するため、乙と協議することができる。

3 乙は、情セキ特約付契約を現に履行しておらず、当分の間情セキ特約付契約を履行することが想定されない場合は、この契約を解除するため、甲と協議することができる。

(契約期間)

第6条 この契約の契約期間は、契約を締結した日から5年間とする。

2 乙は、前項に規定する契約期間の延長を希望する場合には、この契約の残余の期間が6か月前から3か月前までの間に、甲の定める手続に基づき、契約期間の延長を申請するものとする。

- 3 前項の規定による延長の期間は、5 年を上限とする。
- 4 前項の規定は、複数回の延長を排除するものではない。

(代金)

第7条 この契約は、甲乙間に、この契約を原因とした金銭のやり取りを生じさせるものではない。

- 2 前項の規定は、情セキ特約付契約に基づき、この契約の履行に係る違約金その他の金銭のやり取りを定めることを排除するものではない。
- 3 第1項の規定は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）に基づき、防衛省が、この契約の履行に係る財政上の措置をとることを排除するものではない。

(その他)

第8条 乙は、防衛事業適合事業者であることを装備品等、包装容器、表紙又は送り状等に表示するとき、若しくは保護すべき情報を取り扱う事務所等であることをその事務所等の表示板等に表示するときは、不当な、又は著しく誇大な表示を行ってはならない。

- 2 乙は、甲の同意なく、この契約によって知り得た情報を第三者に開示又は漏えいし、若しくは防衛省との契約の履行以外の目的に使用してはならない。
- 3 前項の規定は、この契約の終了後において準用する。
- 4 乙は、この契約に基づき発生した権利義務を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 5 甲及び乙は、この契約が満了するまでの間において、この契約に定める内容を変更する必要があると認める場合は、当該変更について協議するものとする。
- 6 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度、協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第9条 この契約は、日本国内法に準拠する。

- 2 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名、押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 防衛装備庁装備政策部
装備保全管理課長 [氏名] 印

乙 [住所]
[事業者名]
[役職名] [氏名] 印

別紙

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準

＜情報システムで保護すべき情報を取り扱う場合＞

付紙

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関するシステムセキュリティ実施要領

情報セキュリティ基本方針

情報セキュリティ規則

＜情報システムで保護すべき情報を取り扱う場合＞

情報セキュリティ実施手順